

2022年10月7日に書いてある内容を少し変えました。変えたところは赤い字で書いています。

出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

新しいコロナウイルスへの対策で、日本に帰ることができなかった「永住者」の人のために、特別なルールを作りました。

【特別なルール】

もともと「永住者」の人で、日本に帰ることができなかった人は、「定住者」の査証（ビザ visa）をもらって、日本に来れば、空港で、「永住者」の在留資格がもらえます。

★再入国許可の期限＜＝使うことができる最後の日＞が、2020年1月1日から2023年4月30日までの人は特別なルールを受けられます。

★査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。

2023年4月30日までに、書類を出してください。

大使館や領事館で査証（ビザ visa）をもらうために書類を出すときに、永住者だったと言ってください。

そうすれば、「定住者」の査証（ビザ visa）がもらえます。

★査証（ビザ visa）の手続に必要な書類は、下の外務省のページを見てください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>